

令和3年度税制改正・電子帳簿等保存制度に係る取扱通達とQ&Aが国税庁より公表されました。今回は電子取引関係について、その一部を要約してのご紹介となります。

## 1. 取扱通達

### (1) 『検索をすることができる機能を確保しておくこと』の意義

令和4年1月1日以後に行った電子取引については、電子データで保存することになっています。電子データの保存は、取引年月日などに応じて検索できるようにする（**検索機能の確保**）等、一定の保存要件（次頁参照）を満たさなければなりません。

この場合の"**検索機能の確保**"とは、次の要件を満たしていることをいいます。

- ① 「取引月日、取引金額、取引先」を条件に検索できる
- ② 日付または金額の記録項目の範囲を指定して検索できる
- ③ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて検索できる

注) 税務職員の質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることとする場合は、②③の要件は不要。

そして、システム上で検索できる機能を有している場合の他、例えば次のような方法により検索できる状態であれば、これらの要件を満たすものとして取り扱われるとのこと。

#### 【検索要件を満たす例】

- ・ファイル名に、規則性を持った形で記録項目を入力して一覧性をもって管理することにより、フォルダ内の検索機能を使用して検索できる状態にしておく方法
- ・エクセル等の表計算ソフトにより索引簿等を作成し、当該エクセル等の検索機能を使用して検索できる状態にしておく方法

### (2) 電子取引の範囲

次のものはすべて電子取引に該当し、取引情報を電子データで保存する必要があります。つまり、**書面以外の形**での請求書等の授受は、要件を満たした**電子データの保存**が求められることとなります。

- ① 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- ② インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- ③ 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- ④ クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- ⑤ 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- ⑥ ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- ⑦ 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

## 2. Q&A

Q. 電子計算機を使用して請求書を作成し、クラウドを利用して取引先に電磁的な請求書を発行する場合に、税務署長に申請は必要か。

A. 電子取引を開始する場合には、申請書提出は不要。

ただし、書面の請求書を電子保存する場合やスキャンデータとして保存する場合には申請が必要。

Q. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないか。

A. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件の概要

要件
電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け (自社開発のプログラムを使用する場合に限る。)
見読可能装置の備付け等
<b>検索機能の確保 (前頁参照)</b>
次のいずれかの措置を行う 一 タイムスタンプが付された後の授受 二 授受後遅滞なくタイムスタンプを付す 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用 四 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

Q. 保存対象データが膨大なため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できないが問題ないか。

A. 原則として一課税期間を通じて検索できることが必要。

ただし、一課税期間を通じて検索することが困難であることについて合理的な理由があるときは、その合理的な期間ごとに範囲を指定して検索できれば差し支えない。

Q. バックアップデータの保存は必要か。

A. 法令上バックアップデータの保存は要件とはなっていないが、保存のあった方が望ましい。

Q. 取引先との間で、クラウドサービスを利用し請求書を受領しており、取引先から確認のため更に電子メールでも請求書が送られてきたが、同一の請求書を2つの電子取引により受領した場合、どちらの電子データを保存すればいいか。

A. 同一の請求書を2つの電子取引により受領したときについては、それが同一のものであるのであれば、いずれか一つの電子取引に係る請求書を保存しておけばよい